

別紙

諮問第1041号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都第一市街地整備事務所（以下「本件事務所」という。）事業課の補助第○号線の用地取得事務にかかる折衝記録 ※○年○月○日（以下「特定日A」という。）より後のもの全て、面談、電話によるもの全て」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年7月5日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、用地取得に係る折衝の過程を整理して記録した折衝記録を、審査請求人を本人とする対象保有個人情報として適切に特定した上で、本件部分開示決定を行ったものであり、妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年10月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年11月1日に実施機関から理由説明書を収受し、令和7年5月20日（第255回第一部会）から同年9月30日（第258回第一部会）まで、4回審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及

び意見書（ただし、審査請求人は「反論書」と題している。以下同じ。）における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

本件開示請求に対し、実施機関は、別表１に掲げる対象保有個人情報１及び２（以下これらを合わせて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、「事業の進捗に関する情報」（以下「本件不開示部分」という。）を法78条１項７号に該当するとして不開示とする本件部分開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報以外の折衝記録その他の文書（以下「請求個人情報」という。）が存在すると主張し、審査請求書、反論書及び意見書において、実施機関との折衝ややり取りがあったとする具体的な日付を明示し、別表２に掲げる請求個人情報１から15までをそれぞれ特定の上、開示するよう求めているものと解される。

そこで、審査会は本件部分開示決定における本件不開示部分の不開示の妥当性について検討するとともに、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について審議する。

イ 本件不開示部分の不開示の妥当性について

実施機関は本件不開示部分について、都が行う用地取得事業であって、開示することにより、契約締結に向けた内部検討過程並びに今後の具体的対応及び方針の基礎となる情報が明らかとなり、当該事業の性質上、事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法78条１項７号に該当すると説明する。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は、事業の進捗に関する情報であって、折衝という事務の性質上、組織内にとどめておくべき情報であるとの趣旨の実施機関の説明は首肯されるものであり、相手方に開示することで、折衝の進捗状況に対する実施機関の認識や方針が明らかとなり、今後の折衝事務の円滑な遂行に支障を来すおそれがあると認められるため、法78条１項７号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関との間で折衝や電子メールでのやり取りを行ったとして、具体的な日付を明示し、別表2に掲げる請求個人情報1から15までが存在するはずである旨主張する。

この点について、実施機関は、本件開示請求に対し探索を尽くして本件対象保有個人情報を特定しており、特定した当該情報以外に請求の趣旨にかなう保有個人情報は存在しないと主張する。

このため、審査会は、請求個人情報1（特定日A分の折衝記録）、請求個人情報2から7まで（特定日A以外の日付が指定された6件の折衝記録）及び請求個人情報8から15まで（日付が指定された8件の電子メールでのやり取り）に区分して、以下のとおり検討する。

（ア）請求個人情報1の不存在の妥当性について

審査請求人は、開示請求書に「特定日Aより後」と記載しているところ、当該日付分の折衝記録についても、本件開示請求の対象として特定すべきである旨主張しているものと認められる。

審査会が実施機関に確認したところ、当該記録を作成し、現に保有している事実はあるが、本件開示請求においては「特定日Aより後」と記載されており、特定日Aの翌日以降の折衝記録が対象であると解釈したこと、また、過去に特定日Aの折衝記録を審査請求人に任意提供した経緯があり、当該記録の開示は求めていると理解したことから、対象保有個人情報として特定しなかったとの説明があった。

審査会が事務局をして確認させたところ、公刊されている辞書を確認した限りにおいて、「○より後」に○を含める用例は見当たらず、一般的に、「○より後」が「○以降」の意味で用いられるとは考えにくい。また、過去に実施機関が審査請求人に対し任意提供していたとする上記事実があることについては、当該折衝記録を送付した際の送付文により確認することができた。

これらのことを踏まえると、実施機関が本件開示請求に対し、「特定日Aより後」と記載されていたため、特定日Aの折衝記録は対象にならないと理解し、本件対象保有個人情報として特定しなかったとの説明に不自然、不合理な点は

認められない。

なお、法127条の規定の考え方として、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月（令和7年7月一部改正）個人情報保護委員会事務局）8－3（2）③（個人情報の特定に資する情報の提供等）は、「必要に応じて、開示請求等をしようとする者がどのような個人情報を知りたいのか、…どのような対応を求めているのか等について十分聴取する」、「求める個人情報が特定されている場合、通例は、その必要がないものと考えられるが、…請求者の関心事項等について聴取することが必要となる場合もある」等、必要性に応じた事務手順を示していることから、今後はこれらも参考にして開示請求者の意図を的確に確認していくことが望ましい（同ガイドは同年10月に一部改正されたが、上記事務手順に修正はない。）。

（イ） 請求個人情報2から7までの不存在の妥当性について

実施機関によると、本件開示請求の対象期間及び特定日Aにおいて、本件部分開示決定に係る対象保有個人情報及び上記（ア）以外の折衝記録はそもそも作成及び保有していないと説明する。この説明の妥当性を検討するため、審査会は、折衝記録の作成の基準やその際に一時的に作成される記録及びそれらの保管、廃棄の状況（以下a及びb）に照らして、その他の折衝記録（以下c及びd）についてそれぞれ検証を行う。

a 折衝記録の作成の基準等

まず、折衝記録作成の根拠規定を実施機関に確認したところ、令和5年3月31日までは都市整備局としての折衝記録作成に関する根拠規定は設けておらず、類似の事業を実施している他局の規定を参考に作成した様式により折衝経過を記録していたとのことであった。なお、実施機関は令和5年4月1日以降、令和5年3月29日付けで策定された4都市整管第1221号「用地取得に伴う折衝記録の作成について（通知）」（以下「本件通知」という。）に基づき、折衝記録を作成しているとのことである。

次に、実務上の運用を実施機関に確認したところ、折衝相手からの電話連絡や折衝相手による本件事務所への訪問の有無にかかわらず、契約の意向の

有無や補償内容、税控除に関する事項等、本件事務所が重要であると判断する内容を主に折衝記録に残すとのことであった。

当該折衝において何が重要であるかについては、案件ごとに本件事務所が各担当者の判断を踏まえて見極めていくとのことであり、折衝相手からの連絡内容を折衝記録に残す場合も、本件事務所として重要と判断するかどうか（新たに本件事務所が覚知した折衝相手に関する情報かどうか等）に照らして判断するとのことである。

また、実施機関に対し折衝記録以外のやり取りの記録を作成及び保存していないか確認したところ、実施機関はこれに該当し得るものとして、本件事務所職員が自己の執務の便宜のため必要に応じて記録する手控え（メモ）を挙げたため、事務局をして別件で本件事務所職員が記録したとする手控えを参考に現認させたところ、折衝相手とやり取りをした際、担当者が内容を帳面上、備忘録的に記載したものであった。

このため、審査請求人とのやり取りのメモが仮に存在していたとしても、それは職員による個人段階の記録にとどまるものであり、審査請求人が反論書及び意見書で主張するような組織共用性を備えた公文書（東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）2条2項）に該当するとは解し難く、法60条1項に定義される保有個人情報（地方公共団体等行政文書に記録された個人情報）に該当しないこととなる。

b 折衝記録の保管・廃棄状況

審査会が事務局をして本件事務所の執務室内を確認させたところ、折衝記録は紙媒体及び電子データの両方で保管されていた。また、補助第〇号線に係る紙媒体の折衝記録は、パイプ式ファイル内に権利者ごとにまとめられた状態で綴られており、当該パイプ式ファイルは本件事務所の担当課内にある14キャビネットのうち、1キャビネット内で集中的に管理されていた。折衝記録が保管されているキャビネットは受付カウンターの裏側にあり、常に職員の目が届く状態であった。さらに、補助第〇号線にかかる折衝記録の元となる電子データについては、権利者ごとに区分されたフォルダ内で保存されており、表計算ソフトで日付ごとに管理されている状態であった。このこと

から、確認対象となるキャビネット数や共有サーバの範囲は限定されることが窺われた。

また、平成27年4月1日に、旧東京都第一区画整理事務所を含む複数の事務所再編に伴い本件事務所が設立されて以降、本件事務所が所管する街路事業においては事業が完了した地区がないため、折衝記録一切を廃棄したことはないと実施機関は説明する。

上記実施機関の説明を踏まえ、審査会は以下 c 及び d について検討を行う。

c 請求個人情報 2 から 6 までについて

実施機関は、本件開示請求の対象となる保有個人情報について探索を尽くしており、審査請求人の主張するような特定されていない保有個人情報は存在せず、請求個人情報 2 から 6 までについて、当該日の折衝記録を含むやり取りの記録が残っていないため、折衝に係る経緯についても確認することができないと説明する。本件審査請求を受けて、実施機関は改めて当該折衝記録を探索したものの、該当するものは確認されなかったとのことであった。

前記 a 及び b を踏まえれば、本件事務所は折衝記録として残すべきと判断した場合には折衝記録を作成し、所定の場所に保管していることになる。審査会が事務局をして、本件事務所内を探索させたが、該当する折衝記録は存在しなかった。

このことを踏まえると、実施機関が請求個人情報 2 から 6 までについて存在しないとする主張は首肯できる。

また、審査請求人が提出した反論書及び意見書の添付資料には、○年度から○年度にかけての旧東京都第一区画整備事務所の担当者が「協議内容は必ず記録に残す」と述べていた旨が記されている。この発言の趣旨は定かではないが、実施機関が前記 a のとおり、本件事務所が判断した重要な内容を記録していると説明していることに照らすと、必ずしも全ての折衝が記録されているわけではなく、請求個人情報 2 から 6 までが存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

d 請求個人情報7について

審査請求人は請求個人情報7について、〇年〇月〇日（以下「特定日B」という。）の実施機関とのやり取りは折衝記録として作成すべき内容であったと主張して、「当日の実施機関とのやり取りを録音した音声」（以下「当該音声記録」という。）を反論書及び意見書に添付の上、審査会に提出した。

実施機関によると、特定日Bの訪問は別件開示請求の対象保有個人情報の写しの交付を目的としたものであり、用地取得に関する折衝を目的としたものではなかったことから、実施機関として折衝記録を作成しなかったものと考えられるとのことである。

審査会が事務局をして当該音声記録を再生により検分させたところ、実施機関が審査請求人に別件開示文書を交付するために訪問した際の記録と認められる。この点、前記aで確認した日頃の業務慣行として定着している折衝記録の作成の基準等に照らすと、本件事務所が折衝記録を作成すべきものと判断しなかったとの説明は理解できる。

一方、当該音声記録の中には、「代替地」という言葉が断片的に聴き取り得たが、これは補償に関する内容とも受け取れるところ、審査請求人も反論書及び意見書で主張するように、過去の経緯を再確認する過程で審査請求人自身が発した言葉であり、当該職員が新たに得た情報であるとは理解し難い。

このため、特定日Bに実施機関とのやり取りが行われていたとしても、前記aで確認した本件通知等の折衝記録の作成の基準等に照らしてみれば、折衝記録を作成しなかったとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、請求個人情報について本件事務所内の探索を尽くして、請求の趣旨にかなうものを本件対象保有個人情報として特定しており、請求個人情報2から7までは存在しないとする実施機関の主張は首肯できる。

(ウ) 請求個人情報8から15までの不存在の妥当性について

実施機関によると、審査請求人との電子メールは保有していないとのことであった。この妥当性を確認するため、審査会は、電子メールの取扱いや保存、

廃棄の状況（以下 a 及び b）に照らして、各電子メールの検証（以下 c）を行う。

a 実施機関における折衝相手との電子メールの取扱い

実施機関によれば、折衝相手との電子メールによる連絡は、折衝経緯の把握のための副次的な手段としており、平成29年6月28日付けで策定された29総総文第531号「電子メールの取扱いに関する要綱」に基づき、原則として保存期間を1年未満とし、後記 b の実務において不要となれば速やかに廃棄する運用がなされているとのことであった。

b 電子メールの保存・廃棄状況

実施機関によると、折衝相手から送信された電子メールについても、前記イ（a）で述べた内容が記載されている場合には、折衝記録と一体として保存しているとのことであった。また、本件事務所が重要であると判断した内容が記載されている場合は、電子メールの内容を折衝記録に反映させた上で電子メール自体は廃棄するか、若しくは紙媒体及び電子データの折衝記録と一体的に電子メールを保存していると説明する。

c 請求個人情報 8 から15までについて

審査請求人は、請求個人情報 8 及び 9 については、実施機関に対して別表 2 に掲げる特定の日付に電子メールを送信したと主張し、その証拠として当該電子メールの文面を反論書及び意見書で添付資料として提出している。

実施機関によると、前記 b のとおり、重要と判断した電子メールは折衝記録と一体として保存しており、改めて紙媒体の折衝記録及び共有サーバ上のフォルダ内を探索したものの、該当する電子メールは確認されなかったとのことであった。

審査会が事務局をして請求個人情報 8 から15までについて本件事務所内の紙媒体又は電子データの折衝記録を保管する所定の場所を探索させたが、当該電子メールは確認されなかった。

このことから、審査請求人がその存在を主張する電子メールについて、現

に保有していないとする実施機関の主張は首肯できる。

エ 結論

以上のとおり、請求個人情報が存在しないことについて実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報 を特定した上で本件不開示部分を法78条1項7号により不開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 1 本件開示請求に対する対象保有個人情報

対象保有個人情報	
1	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日
2	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日

別表 2 本件開示請求において審査請求人が存在を主張する請求個人情報

請求個人情報		各請求個人情報 に言及する書面
1	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日（特定日 A 分）	審査請求書
2	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日分	反論書・意見書
3	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日分	審査請求書・反論書・ 意見書
4	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日分	
5	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日分	
6	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日分	
7	折衝記録（個票）：令和〇年〇月〇日（特定日 B 分）	反論書・意見書
8	電子メールでのやり取り：令和〇年〇月〇日分	
9	電子メールでのやり取り：令和〇年〇月〇日分	
10	電子メールでのやり取り：令和〇年〇月〇日分	
11	電子メールでのやり取り：令和〇年〇月〇日分	
12	電子メールでのやり取り：令和〇年〇月〇日分	
13	電子メールでのやり取り：令和〇年〇月〇日分	
14	電子メールでのやり取り：令和〇年〇月〇日分	
15	電子メールでのやり取り：令和〇年〇月〇日分	